

# 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備 （第二段階）（許認可関連手続及び保安措置等に関するガイド） に対する意見募集の結果について

令和元年 12 月 25 日  
原子力規制委員会

## 1. 概要

許認可関連手続に関するガイド（案）及び保安措置等に関するガイド（案）について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見募集を実施しました。

期 間： 令和元年 9 月 26 日から同年 10 月 25 日まで（30 日間）

対 象： 許認可関連手続に関するガイド（案）

保安措置等に関するガイド（案）

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び FAX

## 2. 意見公募の結果

○御意見数：22 件\*

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

---

\*御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙のとおり 62 件。

## 提出意見とこれに対する考え方

## 1. 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド 一部改正案、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド 一部改正案及び発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド 一部改正案 に関するもの		
1	意見／理由 4. 6 2. (6) 4) では「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」と記載しているのに対して、本条項では「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」と記載している。 本条項において「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」と記載したほうがよいのではないか。	御指摘のとおり、「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に修正します。
発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド 一部改正案 に関するもの		
2	「3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載」の「(3) 添付書類1) 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」の説明文中（今回新旧では（略）と記載されている部分）では「・・・の規定により届け出たところによる工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており・・・」と記載されている。工認ガイドに記載されている法第43条の3の9第3項第1号は法改正で「工事の計画」が「設計及び工事の計画」に変更になっていることから、工認ガイドも「工事の計画」を「設計及び工事の計画」に変更するほうが適切ではないか。	御指摘のとおり、「工事の計画」を「設計及び工事の計画」に修正します。
3	条項番号：3. (3) 1) コメント：改正案で3. (3) 1) は（略）とされているが、改正前ガイドの3. (2) 1) の文中にある「工事の計画」を法43条の3の9第3項第1号に合わせて「設計及び工事の計画」に修正すべき。	上記2で示した考え方を参照してください。

4	<p>3. (3) 3 2) コメント内容 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書の記載について</p> <p>10行目「工事及び検査に係る記載事項としては、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係（使用前事業者検査等の独立性、・・・）」との記載において、「使用前事業者検査等」となっているが、発電用原子炉施設の工事計画の手続きにおいては定期事業者検査、使用前検査は含まれないと思われますので、「等」を削除し「使用前事業者検査」に修正して頂きたい。</p>	<p>御指摘のとおり、「使用前事業者検査等」を「使用前事業者検査」に修正します。</p>
5	<p>4. 設計及び工事の計画の変更等の手続</p> <p>「・・・, 工事計画の記載の変更を伴うものについて、・・・」の記載を「・・・, 工事計画等の記載の変更を伴うものについて、・・・」に変更するとしていますが、下線部については、「設計及び工事の計画」が適切ではないでしょうか。</p>	<p>御指摘の「工事計画」は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第9条第1項第2号の「工事計画」に相当するため原案のとおりとします。</p>
<p>発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド 一部改正案に関するもの</p>		
6	<p>該当箇所 2. 型式指定関係 (9)</p> <p>条文 実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請内容に応じて発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイド（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））の例による。</p> <p>内容 型式指定の申請の別表第3の添付書類には、「燃料体を使用される条件の下における健全性に関する説明書」があるが、条文のガイドで説明されていないものに該当し、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイドには、当該添付書類の説明がないため、記載する内容が説明されておらず明確にすることが必要ではないか？</p>	<p>御指摘の「燃料体を使用される条件の下における健全性に関する説明書」は、設計及び工事の計画の認可申請書添付書類（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則表第二下欄）の「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に相当する説明書です。</p> <p>よって、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイドの3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載（3）添付書類 4）安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 にあるとおり、燃料体が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できることを説明することを求めています。</p> <p>以上より、原案のとおりとします。</p>

## 提出意見とこれに対する考え方

### 2. 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>・ P. 0</p> <p>附則「本ガイドは・・・から施行する。発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイドについては、本ガイドの施行に伴い、廃止する。ただし、改正法施行の際現に工事に着手されている施設に係る使用前検査は、なお従前の例による」が削除されているが、扱いを明確にするために附則を残す必要がある。</p>	<p>御指摘のとおり、本ガイドに附則を加えることとします。</p>
2	<p>1. 目的 (2頁 5行目)</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>本ガイドの記載(要求事項)は、1「2. 使用前事業者検査/1. 使用前事業者検査の実施/(1)第1号に規定する方法」には「主要な耐圧部の溶接部」と発電用原子炉を対象とした記載があり、また、2表4-1、表4-2での内容は発電用原子炉におけるこれまでの実績を踏まえた記載となっている等、発電用原子炉を対象としたものとなっていると認識している。</p> <p>一方、ガイドの構成としては、表1を掲げることにより、全ての原子力事業者等(原子力施設)を網羅する体裁をとっていることから、これらの記載(要求事項)は全ての原子力施設に一律に適用されると考えられる。</p> <p>このため、別紙3 品管規則第4条の解釈3にある保安活動の重要度(原子力施設の影響度に応じた当該原子力施設における保安活動の管理の重み付け)は、原子力施設により相違すること等から、原子力施設の特性を踏まえたそれぞれの施設の扱い方について明文化いただきたい。</p>	<p>表2に示す原子力施設に係る技術基準規則の「材料及び構造」において、原子力施設ごとの溶接部への要求事項が定められており、当該範囲についての使用前事業者検査又は使用前検査を行う必要があります。</p> <p>溶接部の基本的な検査方法については、原子力施設ごとに大きく変わることはないと認識しておりますが、御指摘のとおり実用発電用原子炉施設以外の施設に対応する記載となっていないことから、II. 1. (1) 7行目の「主要な耐圧部の溶接部」を「表2に示す規則の「材料及び構造」に定める溶接部(耐圧部分の溶接部及び主要な耐圧部の溶接部を含む。)」に修正します。</p> <p>また、表4-1及び表4-2に「実用炉施設の検査の方法の例を示す。」を追記します。</p>
3	<p>・ P. 2 1. 目的</p> <p>目的のなお書き「なお、原子力事業者等における使用前事業者検査(中略)の技術的内容は、このガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準(以下、「技術基準」という)に適合する」は、法体系上適切でない。</p> <p>「なお、原子力事業者等における使用前事業者検査(中略)の技術的内容は、このガイドに限定されるものではなく、このガイドに照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、このガイドに適合する」とすべきと考える。</p>	<p>本ガイドは原子炉等規制法及び各原子力施設の事業規則に規定された事項を運用するため、基本的な事項を定めたものであり、原子炉等規制法に基づく使用前事業者検査及び定期事業者検査は原子力規制委員会規則に定める技術上の基準に適合していることを確認する必要があることから、原案のとおりとします。</p>

4	<p>3頁 2.          &lt;内容&gt;          冒頭に「(ローマ数字2). 1. に記載している検査実施要領書に基づき・・・」          とあるが、この部分に対応する記述がないため、誤記(削除)と思われる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、Ⅱ. 1に以下の記載を追加した上で、本ガイド内の整合を図るため、また、Ⅱ. 2. 使用前事業者検査等の結果の記録の「Ⅱ. 1. に記載している検査実施要領書に基づき」を「Ⅱ. 1. に記載している検査の時期、対象、方法その他必要な事項をあらかじめ定めた検査実施要領書に基づき」に修正します。</p> <p>Ⅱ. 使用前事業者検査          1. 使用前事業者検査の実施          第1号から第3号までに規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）、核燃料物質の使用の許可（以下「使用許可」という。）、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に          応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第2項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。</p>
5	<p>2 (ローマ数字). 2.          コメント          「2 (ローマ数字). 1に記載している検査実施要領書に基づき、、、」と記載があるが2 (ローマ数字). 1に該当箇所がないため「2 (ローマ数字). 1に記載している」を削除してはどうか。</p>	<p>上記4で示した考え方を参照してください。</p>
6	<p>2 (ガイドではローマ数字). 使用前事業者検査 2. 使用前事業者検査の結果の記録          「2 (ガイドではローマ数字). 1. に記載している検査実施要領書に基づき使用前事業者検査を実施した結果について、・・・」の記載について、2 (ガイドではローマ数字). 1. には検査実施要領書に関する記載がないことから、以下のように修正してはいかがでしょうか。</p> <p>【修正案】          2 (ローマ数字). 1. に基づく使用前事業者検査を実施した結果について、</p>	<p>上記4で示した考え方を参照してください。</p>
7	<p>条項番号：3頁 2. 2.          コメント：「2.1.に記載している検査実施要領書～」とありますが、2.1.には検査実施要領書に関する記載はないため修正いただきたい。(8月20日の検討チーム会合で提示された版では、2.1の冒頭にあらかじめ検査実施要領書を定めることについて記載がありますが、パブコメ版では削除されたため意味がなくなっていると思われる。) </p>	<p>上記4で示した考え方を参照してください。</p>

8	<p>3 頁下から 3 行目  &lt;内容&gt;  「2 (ローマ数字). 1. に記載している検査“実施要領書”に基づき・・・」  と記載されているが、「2 (ローマ数字). 1. 使用前事業者検査の実施」には  検査“実施要領書”に関する言及がない。現在の記載案を生かすのであれば、  「検査の“方法”に基づき・・・」が適切と考える。</p>	<p>上記 4 で示した考え方を参照してください。</p>
9	<p>2 1(1)  使用前事業者検査要領書の作成単位は、特に定められていないと理解して  良いか。(従来は、使用前検査申請毎には最低限必要であった)</p>	<p>御指摘のとおり、使用前事業者検査を行う前に、事業者自らが  当該検査実施要領書を定めることを求めています。1つの  当該検査実施要領書としてまとめる範囲(施設の種類、工事の  工程、検査項目等)を限定するものではありません。なお、検  査を行うに当たって、十分な記載であることが必要です。</p>
10	<p>条項番号: 3 頁 2. 1.  コメント: 第 1 号、第 2 号、第 3 号は、全て第 1 項の第 1 号～第 3 号であるこ  とが分かるよう記載いただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、見出しを「(1) 第●号に規定する方法」を  「(1) 第 1 項第●号に規定する方法」に修正します。</p>
11	<p>3 頁 20 行目～  &lt;内容&gt;  第 3 号に規定する方法の説明がなされているが、ここでは発電炉規則等の規  定である「設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認する  ために十分な方法」について説明されている。本号に該当する使用規則第 2  条の 2 第 1 項第 3 号では、「その他使用施設等が法第 55 条の 2 第 2 項各号の  いずれにも適合していることを確認するために十分な方法」となっている。  現在の記載案では、使用施設に関する説明が不十分であると考ええる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、核燃料物質の使用施設等においては、設計  及び工事の計画の認可を受ける制度がないため、原子炉等規制  法第 55 条の 2 第 2 項の規定に基づき、以下のとおり修正をし  ます。  Ⅱ. 使用前事業者検査又は使用前検査  1. 使用前事業者検査又は使用前検査の実施  (3) 第 1 項第 3 号に規定する方法  第 3 号に規定する「<u>その他設置又は変更の工事がその  設計及び工事の計画に従って行われたものであることを  確認するために十分な方法</u>」(使用施設等にあつては、「<u>そ  の他使用施設等が法第 55 条の 2 第 2 項各号のいずれに  も適合していることを確認するために十分な方法</u>」)に  は、<u>設工認における工事計画で定められた仕様(使用施  設等の場合は、使用許可の記載事項及び技術基準)</u>、基本  設計方針等に適合するように施工されているかどうかを  確認できる方法であることが必要である。また、第 1 号  及び第 2 号の方法では確認できないものについて、施工  管理等の状況も含めて確認できる方法であることが必要  である。</p>

1 2	<p>・ P. 3 2. 使用前事業者検査</p> <p>(1) 第1号に規定される方法、(2) 第2号に規定される方法の中で、それぞれ十分な方法は、表4-1に示す、外観検査、非破壊検査等を必要に応じて組み合わせた方法とするとされていますが、表4-1では、使用前事業者検査の目的と、定期事業者検査の目的が一体的に記載されているため、使用前事業者検査又は定期事業者検査として十分な方法が正確に示されていない。例えば、使用前事業者検査の外観検査では「有害な欠陥がないことを確認する」のに対して、定期事業者検査の外観検査では「き裂、変形等の有無」という劣化モードを考慮した外観検査を実施する必要がある。検査の目的を正確に記載するため、使用前事業者検査と定期事業者検査の表は、別々に記載されるべきと考える。</p>	<p>表4-1は検査の方法の例を示したものであり、II. 1. には「技術基準の条項ごとの要求事項及び設工認に記載される機器等の仕様を整理し、これらに留意して検査の方法を設定する必要がある。」旨記載していますが、御指摘を踏まえて、表4-1の注意書きとして「この表の検査の方法は実用炉施設の使用前事業者検査又は定期事業者検査の方法の一例を示すものであり、検査の方法を決定する際には、技術基準に定める事項を把握し、当該基準に適合していることが判断できる十分な方法を定める必要がある。」を追記します。</p> <p>同様に、表4-2及び表4-3の注意書きとして、「この表の検査の方法は実用炉施設の溶接（又は燃料体）に係る使用前事業者検査の方法の一例を示すものであり、検査の方法を決定する際には、技術基準に定める事項を把握し、当該基準に適合していることが判断できる十分な方法を定める必要がある。」を追記します。</p> <p>また、表4-1「非破壊検査」の検査の方法を以下のとおり修正します。</p> <p><u>放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、渦流探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。</u></p>
1 3	<p>条項番号：4頁 2. 3. コメント：「技術基準の適合することが」は「技術基準に適合することが」に修正いただきたい。</p>	<p>御指摘のとおり、II. 3. 溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示の「技術基準の適合することが」を「技術基準に適合することが」に修正します。</p>
1 4	<p>4頁 3. &lt;内容&gt; 冒頭に「・・・技術基準の適合・・・」とあるが、正しくは、「・・・技術基準に適合・・・」と思われる。</p>	<p>上記1 3で示した考え方を参照してください。</p>
1 5	<p>5ページ 定期事業者検査 1. (1) 「定期事業者検査 1. 定期事業者検査の実施時期 (1) 定期事業者検査の実施時期」に関して、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第56条 (定期事業者検査の実施) 5項」に記載の時期との整合が必要ではないか。具体的には本運用ガイドには「第1項の表上覧に掲げる～同表下欄に掲げる時期までにこれら以外の原子力施設においては (略) 12月を超えない時期までに行う必要がある (略) 」とありますが、実用炉則では、施設の区分けが無く、一律で「定期事業者検査は、一定の期間 (13ヶ月) 以上を設定し (略)」とあり不整合が生じている。</p>	<p>実用発電用原子炉施設の定期事業者検査の実施時期は、実用炉規則第55条第1項の表に示す判定期間が告示で定められた場合には、13月、18月又は24月を超えない時期とすることができ、当該記載に不整合はありません。</p> <p>なお、研究開発段階発電用原子炉施設に対応する記載となっていないため、以下のとおり修正します。</p> <p>III. 定期事業者検査 1. 定期事業者検査の実施時期</p>

		<p>(1) 原子力施設の運転等を停止して行う検査（第1項及び第2項）</p> <p>原子力施設の運転等（原子炉の運転及び設備の操作をいう。以下同じ。）の停止時に実施する必要がある機器等の分解検査（Ⅲ. 2. (1) ①に記載の方法に相当）、その後の機能・性能検査等（Ⅲ. 2. (1) ②に記載の方法に相当）及び設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定（Ⅲ. 2. (2)に記載の方法に相当）については、<u>実用炉施設の場合にあっては、第1項の表上欄に掲げる発電用原子炉施設に応じた同表下欄に掲げる時期ごとに、研究開発段階発電用原子炉施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き13月を超えない時期ごとに、その他の原子力施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き12月を超えない時期ごとに行う必要がある。</u></p>
16	<p>3（ローマ数字）. 2. コメント 「この、「検査時期」には、～3（ローマ数字）. 4. (2) 4（施設管理の実施に関する計画）の点検の時期についても工程表等で明確にする必要がある。」の記載があるが、検査要領書に点検計画の時期を工程表にて添付しなければいけないのかご教授いただきたい。検査前に各設備の補修等が完了していることは確認しているため、点検計画の工程表を添付する必要はないと考えている。確認の必要がある場合はフリーアクセスにて確認できると考えているため削除いただけないか。</p>	<p>本ガイドⅢ. 2. (1) 検査項目・手法（第1項）では「工程表等で明確にする」と記載しており、必ずしも定期事業者検査要領書に工程表を添付することを求めているわけではなく、当該検査の実施時期の適切性を確認する際、この時期の原子力施設の運転・操作又は使用の状態（運転・停止状態、臨界、解列、並列等）、工事及び検査の工程並びに検査の結果等に影響を及ぼす点検等の実施時期と検査項目ごとの実施時期を照合する必要があることから、原案のとおりとします。</p>
17	<p>3（ローマ数字）. 4. (2) 4イ 3（ローマ数字）. 4. (2) 4ウ 3（ローマ数字）. 4. (2) 4エ コメント 「○計画期間中における点検の実施状況等」および「○実施理由の明確化」に「参考資料に変更があった場合」の記載ならびに、「工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置」の4行目5行目の「なお書き」の記載については、炉規則で変更報告が規定されていないことから、記載は不要と考えます。</p>	<p>定期事業者検査の報告に当たっては、原子炉等規制法に基づき事業者が行う検査の内容、実施時期及び実施結果の透明性確保のため、報告時点での計画、実績等を記載することを求めていることから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、検査開始前に報告した内容に変更が生じた場合は、変更した事項を明確にした上で、それ以降の報告時期に変更内容を含めて報告することとします。</p>
18	<p>&lt;該当箇所&gt; 9頁3～5行目 17頁15～18行目 &lt;内容&gt;</p>	<p>Ⅵ. 3. 施設管理目標（第1項第3号）には、「施設管理の重要度が高い系統」の定量的な目標を設定する考え方を記載しており、一例として、実用炉施設の例を記載していますが、「施設</p>

	<p>「施設管理の重要度が高い系統」について、実用発電炉の分類原則は示されているが（p. 17 の 15～18 行目）、核燃料サイクル施設等の例は示されていない。この分類は、事業施設内の相対的な分類ではなく、全事業施設間の絶対的な分類とした方が、保全活動に係る資源配分の最適化が図られると考える。例えば、品質管理基準規則第 4 条の解釈にある「影響度低施設（敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり 5 ミリシーベルト以下の施設）」については「施設管理の重要度が高い系統」の選定及び目標値設定を不要とするなど、規制活動に係る等級別取扱い（グレーデッドアプローチ）を検討していただきたい。</p>	<p>管理の重要度が高い系統」は原子力施設ごとに異なるものであるため、事業者が自らの原子力施設の安全機能を果たすために、原子力施設の特性を踏まえ、施設管理により設備、機械又は器具の品質や信頼性を高く維持することが求められる系統について設定する必要があります。</p> <p>施設全体の指標は「プラントレベルの指標」として設定し、「施設管理の重要度が高い系統」については系統ごとの指標の設定を求めているものです。</p> <p>また、品質管理基準規則第 4 条の解釈における影響度低施設の記載は削除することとし、政令 4 1 条非該当使用者における施設管理の例については本ガイドの参考に示すこととします。</p>
19	<p>条項番号：3. 定期事業者検査_4. 定期事業者検査の報告_（2）定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第 3 項）_4 施設管理の実施に関する計画（第 3 号）</p> <p>コメント：「ウ. 工事の計画（第 3 号ロのうち工事に関する事項） 工事の当該定期事業者検査に係る保全計画の期間中に実施する原子力施設の保安のための工事について、方法、実施頻度及び時期を記載する必要がある。」とあるが、実用炉則案の第 3 号ロには「発電用原子炉施設の工事の方法及び時期」と記載されており、「実施頻度」に関する記述がありませんので整合を図っていただきたい。</p> <p>また、冒頭の「工事の」は文章上どこにかかっているのかわからない。不要ではないか。</p>	<p>前段については、要求されている機能を維持するために定期に行うものについては、点検等にも該当するものとして、実施頻度の記載が必要です。</p> <p>このため、御指摘のとおり「方法、実施頻度及び時期」を「方法及び時期」に修正するとともに、上述の趣旨を明確にするため、以下のとおり追記します。</p> <p>Ⅲ. 定期事業者検査</p> <p>4. 定期事業者検査の報告</p> <p>（2）定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第 3 項）</p> <p>④ 施設管理実施計画（第 3 号）</p> <p>イ. 点検計画（第 3 号ハのうち点検等に関する事項）</p> <p>○点検等の実施頻度の末尾</p> <p>点検等の結果及び設計上機器等の交換が推奨された時期を踏まえ、定期に機能・性能の回復を図るために行う修理、取替等の工事についても、実施頻度（工事を行う間隔：月、年、施設管理実施期間等）を記載する必要があります。</p> <p>後段については、御指摘のとおり修正します。</p>
20	<p>条項番号：3. 定期事業者検査_4. 定期事業者検査の報告_（2）定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第 3 項）_4 施設管理の実施に関する計画（第 3 号）</p> <p>コメント：「ウ. 工事の計画（第 3 号ロのうち工事に関する事項）」と「エ. 点検等の計画及び保安の確保のための措置（第 3 号ハ及びニ）」の記載について、</p>	<p>前段については、上記 19 で示した考え方を参照してください。</p> <p>後段については、御指摘を踏まえ以下のとおり修正します。</p> <p>Ⅲ. 定期事業者検査</p>

	<p>実用炉則 57 条の 3 第 3 項第 3 号ロには記載のない「実施頻度」がウには含まれていたり、実用炉則 57 条の 3 第 3 項第 3 号ハは「工事及び点検等」であるところ、エでは「点検等」に限定されているなど、実用炉規則第 57 条の 3 第 3 項第 3 号ロ・ハ・ニに関する内容が本ガイドのウ・エで混在して記載されているため、実用炉規則第 57 条の 3 第 3 項第 3 号ロ・ハ・ニとの対応関係に齟齬がないように記載していただきたい。</p>	<p>4. 定期事業者検査の報告  (2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項 (第 3 項)  ④ 施設管理実施計画 (第 3 号)  ウ. 工事の計画 (第 3 号ロ及びニのうち工事に関する事項)  ○工事の時期  工事の時期としては、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画期間中のみの実施か、又は、複数の施設管理実施計画期間中にわたって継続的に実施するものかの区別を記載する必要がある。さらに、発電用原子炉については<u>運転中・停止中の区別を記載する必要がある。また、エ. に定めた事項についても記載する必要がある。</u></p>
<p>2 1</p>	<p>3 (ローマ数字). 4. (2) 8  コメント  「特別な保全計画を定めた場合の対応」に、「それぞれの書類において記載して報告するものとする」と記載があるが、他添付資料と同様に報告は不要と考えており、フリーアクセスにて確認いただけることから削除いただけないか。</p>	<p>VI. 施設管理 6. 特別な保全計画 (第 1 項第 7 号)「特別な保全計画が必要な場合」に記載しているとおり、「特別な保全計画」は特別な状態にある場合に定めるものです。特別な状態となったことに伴い、当初の保全計画について点検等の適切性の評価を行い、評価結果を踏まえて点検等の方法、実施頻度及び時期などを設定する必要があり、この場合、III. 4. (2) ⑧「特別な保全計画を定めた場合の対応」に記載しているとおり、当初報告された内容から大きく変更となる可能性があることから、改めて報告を求めるものとしています。  したがって、原案のとおりとします。  なお、上述の「保全計画」を各原子力施設の事業規則と整合し、「施設管理実施計画」に修正します。</p>
<p>2 2</p>	<p>VI 4 1 では施設管理活動の全体を保全活動と定義しているが、4 のア. の 2 つ目の○「使用開始後の原子力施設」や、4 のイ. 「設計及び工事の計画及び実施(第 4 号ロ)」では狭義の保全とも読め、保全の定義を明確にしていきたい。</p>	<p>原子力施設の保全は、原子炉等規制法において保安のために必要な措置の 1 つとして定められており、施設管理は、各原子力施設の事業規則において、原子力施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を把握する各種の保安活動として定めています。御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>VI. 施設管理  1. 施設管理における各種活動 (第 1 項)  <u>原子力施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、原子力事業者等は施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を把握する各種の保安活動を実施する必要があ</u></p>

		<p>り、当該保安活動を各原子力施設の事業規則において「施設管理」を意味している。施設管理には、「設計」、「工事」のほか、施設の状況を日常的に確認する「巡視」、設備等の劣化進展等の状態を把握するとともに正常な状態に保つための計画的な手入れ、潤滑油取替、部品交換等を含めた「点検」、設備等が所定の機能を有しているかを確認する「試験」、要求事項に適合しているかどうかを判定する「検査」などが含まれる。</p>
2 3	<p>VI 4のク、「施設管理に関する記録(第4号チ)」において、可能な限り事後の検証が可能なトレーサビリティを確保した記録を作成、保存するよう記載されているが、ここで「事後」は機器等の機能喪失後を指すのか読めない。「事後」が何を指すのかを明確にして頂きたい。</p>	<p>「事後」とは、当該の保全活動が終了した後のことを意味します。したがって、当該の保安活動が適切に行われたという検証や保安活動の実効性の評価が、その活動の終了後に適切に行えるよう記録の作成し、保存することを求めています。</p>
2 4	<p>IV. 第二段落:「また、・・・・重要度に応じて合理的に実現可能なものとして、適確な運用をしていけるよう改善していくことが必要である。」と記載があるが、ガイドとして、具体例が必要と考える。現状の抽象的な表現では、事業者側は使えない。記載しなかった場合の規制側の言い訳の意味としか思えない。</p>	<p>本ガイドは全ての原子力施設における使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査並びに保安のための措置に係る運用上必要となる事項を記載しており、全ての原子力施設について具体的な例示をするものではなく、原案のとおりとしますが、品質マネジメントシステムに関する記載を充実するため、以下のとおり追記します。</p> <p>IV. 品質マネジメントシステム</p> <p>原子力事業者等においては、原子炉の設置の許可又は事業の許可若しくは指定（以下「事業許可等」という。）を受けた時点で原子力事業者等としての責務を有する者となり、事業許可等において示した品質マネジメントシステムを具体化した保安規定に基づき、保安活動を行っていく必要がある。また、設計及び工事の計画においても事業許可等及び保安規定と整合した品質マネジメントシステムを定め、これに基づき設計及び工事に係る保安活動を行う必要がある。具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制、作業手順書等の位置付けを含めて整備して、可能な限り情報を収集して保安活動の改善による安全性の向上に努める必要がある。</p> <p>なお、許可又は指定の基準の一つに「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び同規則解釈を制定し、これらに従って品質マネジメントシステムを確立し、運用する必要がある。</p> <p>具体的な品質マネジメントシステムは、同規則第4条第2項に規定する事項（原子力施設、組織又は個別業務の重要度</p>

		及びこれらの複雑さの程度など)を考慮し、保安活動の重要度に応じて、事業者自らが確立するものである。
25	ローマ数字4施設管理 2. 施設管理方針の第三段落：文章が「等においては・・・」で始まっており、意味が不明。適切な記載に修正が必要と思います。	御指摘を踏まえ、「等においては」を「点検等においては」に修正します。
26	6. 施設管理 2. <内容> ●6. 施設管理 2. 施設管理方針の第三段落目、「等においては経年劣化事象～」の記載について、文章の冒頭が「等」から始まっています。誤記と思われるため修正願います。	上記25で示した考え方を参照してください。
27	6 (ローマ数字). 2. コメント 3段落目「等においては～」は、誤記と思われます。	上記25で示した考え方を参照してください。
28	条項番号：6. 2. 16頁 コメント：3段落目の冒頭が「等においては～」となっているが誤記と思われるため修正いただきたい。	上記25で示した考え方を参照してください。
29	16頁下から17行目 <内容> (行冒頭)「等においては経年劣化事象・・・」 → 「実用炉施設等においては経年劣化事象・・・」	上記25で示した考え方を参照してください。
30	別紙10 16頁 下から17行目 VI. 2 施設管理方針 <内容> 3段落目の文頭が「等においては」から始まっているため、「等」の内容を例示するよう修正いただきたい。	上記25で示した考え方を参照してください。
31	・P. 16 6. 施設管理 2. 施設管理方針 (第1項第1号及び第2号) 施設管理方針の第3パラグラフ目の書き出しの部分「点検・試験・検査等(以下、点検等という)においては」が脱字だと思われる。	上記25で示した考え方を参照してください。

3 2	<p>1 6 ページ 施設管理 2. 第 3 パラグラフ 「等においては経年劣化事象による劣化の有無（略）」とあるが、文頭の「等」が何を指しているか不明です。「点検等」の脱字ではないか。</p>	<p>上記 2 5 で示した考え方を参照してください。</p>
3 3	<p>「ローマ数字 6. 施設管理」の全般についてです。 ・廃止措置においては、運転中に使用していた設備をその状態で維持することが必須ではない設備もある。（事業者の考え方にもよる） ・劣化し、使用に耐え無くなったら別途代替措置を考える。そのような対応を含めた柔軟性のある施設管理を認める記載が必要である。</p>	<p>廃止措置期間中にも機能を維持すべき施設及びこれを維持するための措置については、認可を受けた廃止措置計画に定められているとおりに、技術基準に適合するよう維持管理する必要がありますが、廃止措置計画を施設の状況に応じて柔軟に見直すことが可能です。 以上のことよって、事業者の施設管理は各種許認可において示された施設の管理に係る考え方に基づくものとなり、原子力規制検査もこれに応じたものとなりますので、原案のとおりとします。</p>
3 4	<p>ローマ数字 6. 施設管理 2. に施設管理方針として整理すべき事項が記載されていますが、原子力施設としてひとまとめに記載されており、難解な記述となっております。 例えば、運転炉の場合、廃止措置の場合（使用済燃料が存在する場合、労働者被ばく・労働安全のみにポイントが移行した場合 等）で、要求事項を整理して記述願いたい。</p>	<p>施設管理方針は、事業者自らが各原子力施設の事業規則に基づき、原子力施設を設置し、維持するため施設管理に係る必要な方針を定めるものであり、原子力施設ごとに異なるものです。本ガイドでは設置・事業開始から廃止までの施設管理方針を定める上での考え方を記載していることから、原案のとおりとします。</p>
3 5	<p>条項番号：6. 4. 17 頁 コメント：「施設管理の実施に関する計画（以下、「保全計画」という。）」とありますが、実用炉則案第 8 1 条第 1 項第 4 号では「施設管理の実施に関する計画（以下、この項において「施設管理実施計画」という。）」とされているため、用語の整合を図っていただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「保全計画」を「施設管理実施計画」に修正します。</p>
3 6	<p>・ P. 1 7 6. 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画（第 1 項第 4 号） 炉規則第八十一条第 1 項第四号では「施設管理の実施に関する計画（以下、施設管理実施計画）」と、新たな読み替えが追加されている。 一方、保安措置ガイドの 6. 施設管理 4. では、今後も、施設管理実施計画（以下、「保全計画」という）と読み替えを行い、事業者の活動が変わることにならないよう配慮されているのか、炉規則とガイドとの関係を確認したい。 炉規則とガイドを整合させる方針であれば、炉規則側の読み替えを削除する必要がある。</p>	<p>上記 3 5 で示した考え方を参照してください。</p>

37	<p>6. 施設管理 2. 施設管理方針 3. 施設管理目標</p> <p>&lt;内容&gt; 別紙10 保安規定審査基準では「施設管理の方針の策定、施設管理の目標の策定、保全計画の策定・実施、これらの評価・改善について、保安措置ガイドを参考として定めていること」としているが、本ガイドで規定している施設管理方針や施設管理目標の設定について、JEAC4209「原子力発電所の保守管理規程」で規定されている保守管理の実施方針と保守管理目標との関連性が不明であるため、関連性を明確に記載して頂きたい。</p>	<p>本ガイドの施設管理には、原子炉等規制法及び各原子力施設の事業規則における施設管理の規定に基づき、設置・事業開始から廃止までに必要な事項を記載しています。一般社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」(JEAC4209-2007)では供用期間中の保守管理に関する事項のみを定めており、適用範囲が異なることから、原案のとおりとします。</p>
38	<p>6. 施設管理 2. 施設管理方針 3. 施設管理目標</p> <p>&lt;内容&gt; 施設管理には、設計から検査までが含まれるとしているが、施設管理の重要度は、JEAC4209「原子力発電所の保守管理規程」で規定されている保全重要度に加え、設計時の重要度、検査時の重要度を全て考慮したものという解釈で良いか。</p>	<p>各原子力施設の事業規則の規定のとおり、施設管理とは、原子力施設の設置・事業開始から廃止までの設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理を指します。</p> <p>本ガイドのVI. 3. 施設管理目標(第1項第3号)に記載しているとおり、「施設管理の重要度が高い系統」は、設計上要求される安全機能の重要度の高い系統を原則としていますが、設計建設段階の機能確保、リスク情報や運転経験等のほか、廃止措置中の解体撤去作業の容易化、放射性廃棄物発生量の最小化等の設計上の要求事項、原子力施設の利用等も考慮する必要があります。</p> <p>したがって、供用期間中の保守管理を定めた一般社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」(JEAC4209-2007)、設計時の重要度及び検査時の重要度を考慮しただけでは十分ではありません。</p>
39	<p>「ローマ数字の四 施設管理 3. 施設管理目標」に施設管理目標に関する事項が記載されており、その一環として「施設管理の重要度が高い系統」について解説がされていますが、当該解説は、発電用原子炉の場合であるため、それ以外の原子力施設の解説となっておりませんので、それ以外の原子力施設で参考となるような解説を提示願います。</p>	<p>本ガイドは原子炉等規制法及び各原子力施設の事業規則に規定された事項を運用する上で、基本的な事項を定めたものであり、全ての原子力施設の具体的な例示をするものではなく、施設管理に関する考え方を記載することを基本としているため、原案のとおりとします。</p>
40	<p>○別紙10 18ページ</p> <p><b>【意見】</b> ウ. 巡視の計画及び実施(第4号ハ)では、「保全に従事する者が毎日1回以上(廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週1回以上)の巡視をするものとし、」としている。第二種埋設事業にも適用できるように、「廃止措置中で」を削除していただきたい。</p> <p><b>【理由】</b></p>	<p>施設管理実施計画は要求される機能や施設管理の重要度を踏まえて策定されるものであり、当該計画における巡視の頻度についても、それぞれの施設の管理の程度に応じて、事業者が適切に判断すべきものと考えます。</p> <p>このため、現行の各原子力施設の事業規則では、巡視頻度を定めていましたが、改正後の各原子力施設の事業規則では、事業者が自ら原子力施設を構成する設備等に設計上要求される機能及び施設管理の重要度を勘案し、施設管理方針、施設管理目</p>

	<p>第二種埋設規則においては、現行、毎週 1 回以上、巡視及び点検を行うこととなっている。第二種埋設事業には、設備に対する使用前事業者検査や定期事業者検査の要求はなく、また、取り扱うものは、容器に閉じ込められた低レベル放射性廃棄物であり、他原子力施設とグレードが異なることから、巡視の頻度は、現行どおり、毎週 1 回以上とさせていただきたい。</p>	<p>標及び施設管理実施計画を策定し、当該計画に従って施設の巡視を実施することが求められています。</p> <p>その上で、御指摘を踏まえ、以下のとおり追記します。</p> <p>VI. 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画（第 1 項第 4 号）</p> <p>ウ. 巡視の計画及び実施（第 4 号ハ）</p> <p>原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保全に従事する者が毎日 1 回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合※3 には毎週 1 回以上）の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>※3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。</p>
4 1	<p>(IV. 施設管理 4. ウ)</p> <p>巡視頻度は、「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」改正案第 16 条にて「毎週 1 回以上」が削除されたことと整合しない。「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」において巡視の頻度及び時期について事業者で定めるものとするなら本ガイドにおいても整合の取れた記載とすべきである。</p>	<p>上記 4 0 で示した考え方を参照してください。</p>
4 2	<p>VI. 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画（第 1 項第 4 号）</p> <p>ウ. 巡視の計画及び実施（第 4 号ハ）</p> <p>保全に従事する者が毎日 1 回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週 1 回以上）の巡視をするものとなっていますが、「核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」第十六条の改正案では巡視頻度「毎週 1 回以上」は削除され、事業者が施設管理方針に巡視に関する事項を定める旨の記載に変更されている。本ガイドの VI. 4. ウ. に示す巡視の頻度「毎日 1 回以上」は、規則改正案と整合したものとし、第二種廃棄物埋設施設では対象外であることを明確にすべきと考えます。</p>	<p>上記 4 0 で示した考え方を参照してください。</p>
4 3	<p>18 頁 1～10 行目</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>ガイドの全体的な印象として、数か月間にわたり連続運転する実用発電炉の運転形態を想定した保守活動が念頭にあり、1 日単位の試験研究炉（臨界実</p>	<p>本ガイドは原子炉等規制法及び各原子力施設の事業規則に規定された事項を運用する上で、基本的な事項を定めており、保安のための措置の一つとして施設管理に関する考え方を記載するものであり、全ての原子力施設の具体的な例示をするもので</p>

	<p>験装置を含む。)の運転や研究開発のために数時間で行う核燃料使用施設の保守活動にそぐわない着眼点が見受けられる。例えば「使用中点検」や「使用前点検」とあるが、1日単位の運転であれば「使用中“巡視”」となるであろうし、「使用前点検」や「使用中“巡視”」の程度も相当に違うものとなる。試験研究炉や核燃料サイクル施設の保守の着眼点については、別途ガイドを定めるか、実用発電炉との運転保守形態(保守程度の差)の違いを踏まえ「点検」、「巡視」等の用語の読み替えや内容の差を許容するなど、実態に即した着眼点を追記していただけないか。</p>	<p>はありません。</p> <p>現行の各原子力施設の事業規則の「巡視及び点検」を改正後の各原子力施設の事業規則案では「施設管理」に改正しており、施設管理に関する措置を講じることを定めています。</p> <p>このため、現行の各原子力施設の事業規則では、巡視の頻度を定めていましたが、改正後の各原子力施設の事業規則では、事業者が自ら原子力施設を構成する設備等に設計上要求される機能及び施設管理の重要度を踏まえて、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を策定し、当該計画に従って施設の巡視を実施することが求められています。当該改正は、これまでの巡視を緩和する趣旨ではなく、巡視に関すること(実施頻度、体制、確認の視点等)を事業者が自ら設定し、実施することを求めています。</p> <p>事業者には、各原子力施設の事業規則において定期事業者検査を実施することを求めているとあり、使用中点検については当該検査に対する要求事項も踏まえて、計画を整理する必要があります。</p> <p>なお、点検等には、分解及び開放点検だけではなく、巡視時の目視点検もあると考えられ、点検等の方法については、施設管理の重要度を考慮して、時間基準保全、状態監視保全、事後保全等が考えられます。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
4 4	<p>18 頁 18～20 行目 &lt;内容&gt;</p> <p>施設の巡視について、「保全に従事する者が毎日1回以上実施する」とされている。しかし、使用施設等では、施設の運転に従事する者あるいは研究開発に従事する者が巡視することもあり得る。また、巡視の頻度についても、施設の重要度等に応じて必ずしも毎日1回以上実施する必要がない場合もある。巡視頻度や巡視者については、リスクの程度等に応じて定められるような記載に変更されたい。</p>	<p>上記4 3で示した考え方を参照してください。</p> <p>なお、各原子力施設の事業規則に定めるとおり、原子力施設の保全のうち設計から検査までに係る活動を施設管理と定めており、運転に従事する者又は研究開発に従事する者に当該施設管理(巡視)を行うことを妨げるものではありません。</p>
4 5	<p>18 頁 17～24 行目 &lt;内容&gt;</p> <p>「施設管理の実施に関する計画(保全計画)」として定める項目に「巡視」が含まれているが、この「巡視」は、p. 18の26～28行目の「点検」と同じように「方法、実施頻度及び時期を要領書などによってあらかじめ定め」ている。このため、「巡視」「点検」「検査」の詳細は、そのすべてを保全計画に記さな</p>	<p>改正後の各原子力施設の事業規則では、施設管理に関する措置を講じることを定めており、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を策定し、当該計画に従って施設の巡視、点検等を実施することが求められています。</p> <p>施設管理実施計画は、事業者が自ら原子力施設を構成する設備等に設計上要求される機能及び施設管理の重要度を踏まえ、</p>

	くとも、それら要領書又は手順書と関連づけられていればよい、としていただけないか。	「巡視」、「点検」及び「検査」の項目を含めて策定し、要領書や手順書は当該計画に基づき作成されるものと考えています。 なお、保安活動は、保安規定の要求を満たすものとして下位文書に定めて運用することになっています。 そのため、要領書、手順書等であっても、保安規定上の位置付けを明確にしたうえで、保安規定の要求を満たすように作成し、遵守されなければなりません。
4 6	・ P. 1 8 6. 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号） 点検等の計画及び実施（第4号二） 従前から、「供用前点検」「供用中点検」という用語が使用されていたが、「使用前点検」「使用中点検」という用語に置き換えられている。 使用前検査合格後の供用に移る段階で「供用前（使用前）点検」「供用中（使用中）点検」を区分けする考え方であるため、表現は従前の「供用前点検」「供用中点検」とすべきと考える。	全ての原子力施設に対応するため、原子炉等規制法の「使用」、「使用前事業者検査」及び「使用前検査」などの文言と整合させていることから、原案のとおりとします。
4 7	18 頁 ローマ数字6 4. エ <内容> 誤記 冒頭に「点検等及び定期事業者検査に係るものを含む。」について・・・とあるが、正しくは、「点検等（使用前事業者検査及び定期事業者検査を含む。）について・・・」ではないか。（8月20日版を修正する際に誤って削除したと思われる）	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  VI. 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号） エ. 点検等の計画及び実施（第4号二） 点検等（ <u>使用前事業者検査、使用前検査及び定期事業者検査に係るものを含む。</u> ）について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等によって、あらかじめ定めることが必要である。
4 8	6. 施設管理 4. <内容> ●6. 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画 エ. 点検等の計画及び実施の第一段落目、「点検等及び定期事業者検査に係るものを含む。」について、～の記載について、右括弧に対応する左括弧の記載がありません。誤記と思われるため修正願います。	上記47で示した考え方を参照してください。
4 9	・ P. 1 8 6. 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号） 点検等の計画及び実施（第4号二） 点検等の計画及び実施の書き出し部分は、「点検等（使用前事業者検査及び）」が脱字だと思われる。	上記47で示した考え方を参照してください。

5 0	<p>18 頁 26 行目          &lt;内容&gt;          (誤) 点検等及び定期事業者検査に係るものを含む。) について、          (正) 点検等 (使用前事業者検査 (核燃料物質の使用施設等における使用前検査を含む。以下同じ。)) 及び定期事業者検査を含む。) について、</p>	<p>上記 4 7 で示した考え方を参照してください。</p>
5 1	<p>19 頁 28～30 行目          &lt;内容&gt;          「点検等の結果について可能な限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、より高い独立性を確保した体制で検査を実施する必要がある。」とあるが、事後検証の可否とその検査の独立性確保については、保全活動に係る資源配分の最適化の観点から、「施設管理の重要度」を考慮した保安活動の等級別扱い (グレーデッドアプローチ) を許容する表現にしたい。</p>	<p>施設管理に関しては、事業者が自ら原子力施設を構成する設備等に設計上要求される機能及び施設管理の重要度を踏まえて策定する必要があり、点検等の方法、実施頻度及び時期はこれらを踏まえて定めることが求められています。</p> <p>なお、独立性を求めているのは使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査であり、点検等については、各原子力施設の事業規則に基づく施設管理に係る説明責任を有するものであるから以下のとおり修正します。</p> <p>VI. 施設管理          4. 施設管理の実施に関する計画 (第 1 項第 4 号)          エ. 点検等の計画及び実施 (第 4 号ニ)          ○点検等の方法          なお、点検等の結果については、<u>できる限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、あらかじめ科学的・技術的に妥当性が検証され、要領書や手順書において明確化された工程、手順及び方法を用いて、透明性のある方法で実施し、これらの客観的な記録等を残すことが必要である。</u></p>
5 2	<p>・ P. 20 6. 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画 (第 1 項第 4 号) 点検等の計画及び実施 (第 4 号ニ)          「点検等の計画及び実施の留意事項」の第 2 パラグラフ以降、表現が冗長すぎて読み難いため、以下のとおり修正すべきと考える。</p> <p>「巡視及び点検等の結果を踏まえて必要に応じて機能の回復 (予防的なものを含む。) を図る場合には、可能な限り、事前にその方法、体制等を検討し、必要に応じて機能の回復後の点検等を含めて、円滑に実施できるよう準備していくことが重要である。その際、設計情報の変更を伴わない範囲のもので、取替工事にも該当しない軽微な作業ではあるものの、<u>保修溶接のように施工部周辺へ影響を及ぼす可能性のある作業もあるため、施工前に施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響範囲の健全性について適切に確認することについても検討する必要がある。</u>」</p>	<p>御指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。</p> <p>VI. 施設管理          4. 施設管理の実施に関する計画 (第 1 項第 4 号)          エ. 点検等の計画及び実施 (第 4 号ニ)          ○点検等の計画及び実施に当たっての留意事項          巡視及び点検等の結果を踏まえ、<u>機能の回復 (予防保全を含む。) を図る場合には、できる限り、事前にその方法、体制等を検討し、機能回復後の点検等を含めて、手順等を明確にしておくことが重要である。その際、設計情報の変更を伴わず、取替工事にも該当しない軽微な作業であっても、機能の回復のために行う溶接などの作業について、施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後にお</u></p>

		いて当該影響範囲の健全性を適切に確認することを含めて検討する必要がある。
5 3	7 項「設計想定事象等に係る保全に関する措置」に対するコメントです。  ・廃止措置における設計想定事象等（設計基準対象施設、重大事故等対処施設 等含む）は、何を指すのか明記・記載が必要。 ・もし、明記できないのであれば、「廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く」という除外文を記載する必要がある。	原子炉等規制法において、廃止措置中の対象施設内の核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の状況等を踏まえ、原子力施設の保全に関する措置を講じることを求めているものであることから、原案のとおりとします。 廃止措置における設計想定事象は事業者自らが考えて所要の申請を行い、認可を受けるものであり、廃止措置の進捗に応じて廃止措置計画を変更することにより、原子力施設の状況に応じて必要な対応を図ることが可能であると考えます。
5 4	9. 運搬、貯蔵及び廃棄 〈内容〉 ●規則（実用炉規則第9 2 条第1 項第1 3 号および1 4 号）及び保安規定審査基準では、放射性廃棄物の廃棄について、「ALALA の精神にのっとり、排気、排水等を管理すること」と規定されている。一方で、本ガイドの9 運搬、貯蔵及び廃棄では、単に「ALALA の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある」とあり、規則と運用ガイドで整合がとれておらず、規定範囲が不明確であることから、規則及び保安規定審査基準の規定内容にあわせて「放射性廃棄物の廃棄について、」を追記すべきではないでしょうか。	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  IX. 運搬、貯蔵及び廃棄 1 4 行目  また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が1 9 7 7 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA : as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。
5 5	2 条項番号 表 4 - 1 3 コメント内容 表中に「品質管理の方法に係る検査」及び「品質管理の方法に従って」との記載があるが、実用炉規則案において、「品質管理の方法等」は「品質マネジメントシステム」に変更されているのに合わせて、それぞれ「品質マネジメントシステムに係る検査」、「品質マネジメントシステムに従って」と修正すべきではと思います。	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  表 4 - 1 検査（使用前事業者検査及び定期事業者検査）の方法の例  ③その他設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法 検査項目：品質マネジメントシステムに係る検査 検査方法：原子力事業者等が設工認に記載された工事の方法及び品質マネジメントシステムに従って、設計情報を工事に引き継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。
5 6	全般 全般的な話ですが、現行と同様に、当該の該当する条文番号を項目の右横に記載していただきたい。 例（1）第1 号に規定する方法（第〇条）	本ガイドは原子炉等規制法及び1 2 の各原子力施設の事業規則に規定された事項を運用する上で、基本的な事項を定めたものであり、各原子力施設の事業規則の条文番号と本ガイドの記載事項との関係性を表1 にまとめて記載していることから、原案のとおりとします。